

社会福祉法人桜友会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜友会（以下「桜友会」という。）の役員・評議員及び第3者委員（苦情処理）並びに評議員選任・解任委員に対して支給する報酬に関して定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程による桜友会役員とは、桜友会定款第15条に定める理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 桜友会役員に対して、次のとおり報酬を支給する。

- | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|---------|
| (1) 理事 | (4時間未満) | 5,000円 | (4時間以上) | 10,000円 |
| (2) 監事 | (4時間未満) | 5,000円 | (4時間以上) | 10,000円 |

(費用の弁償)

第4条 桜友会役員・評議員及び第3者委員（苦情処理）並びに評議員選任・解任委員の費用弁償は、次のとおり支給する。

- | | | |
|----------------|-----------|--------|
| (1) 理事 | (出席1回につき) | 5,000円 |
| (2) 監事 | (出席1回につき) | 5,000円 |
| (3) 評議員 | (出席1回につき) | 5,000円 |
| (4) 第3者委員 | (出席1回につき) | 5,000円 |
| (5) 評議員選任・解任委員 | (出席1回につき) | 5,000円 |

(旅費の支給)

第5条 桜友会役員・評議員及び第3者委員（苦情処理）並びに評議員選任・解任委員に対しては、桜友会旅費規程による支給とする。

(支給手続)

第6条 役員・評議員及び第3者委員（苦情処理）並びに評議員選任・解任委員に対する支給については、会議出席時に事務処理するものとする。

附 則 この規程は平成24年 6月15日から施行する。

附 則 この規程は平成26年 2月 1日から施行する。

附 則 この規程は平成26年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。